

平成27年度第3回 鹿島区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

- 1 日 時：平成27年7月9日（木）
午後1時30分～午後3時25分
- 2 場 所：鹿島区役所 大会議室

【 会 議 録 】

1 開 会

2 委嘱状交付

平成27年7月1日付で委員となった多田和夫委員へ区役所長が委嘱状を交付しました。

○事務局

地域協議会成立要件の確認

委員数15名

【出席委員名】8名

五賀和雄、多田和夫、松野豊喜、鈴木直門、星ちづ子
西 達也、内田雅人、前田典郎

【欠席委員名】7名

大塚悦子、西 道典、森 和浩、齊藤延広、菅野行雄、
渡部裕幸、早川孝雄

委員の過半数が出席していることにより、本会議が成立していることを確認。

3 会長あいさつ

4 区役所長あいさつ

5 会議録署名人の指名

五賀会長が会議録署名人に鈴木直門委員と西達也委員を指名しました。

6 議事

(1) 報告事項

①南相馬市防犯カメラ設置条例等を制定する件をパブリックコメントに付すことについて

○五賀会長

それでは議事に入ります。

報告事項①「南相馬市防犯カメラ設置条例等を制定する件をパブリックコメントに付すことについて」担当より説明を求めます。

○生活環境課長及び生活環境課生活安全係長

(資料により報告)

○五賀会長

説明が終わりました。質問等ありますか。

○前田委員

①相馬市や新地町ではこのような条例を制定していますか。

②テレビ等でのライブ中継はするのですか。設置した交差点で録画し、非常時に警察などが見るだけですか。

③画像の保存期間が1週間というのはどのように決めたのですか。

④管理者は鹿島区にも配置するのですか。

⑤設置予定場所はどこですか。

⑥個人情報の中で、市職員全員が自由に画像を見ることができるのでしょうか。そうでなければ何人くらい見るとを予定していますか。

⑦違反者に対する罰則規定はないのですか。

○生活環境課生活安全係長

①全国的に見ればいくつかありますが、福島県内で条例を制定している自治体はありません。

②今年度設置を予定しているものは、遠隔で監視できるというものではありません。

あくまでも現地で録画・保存しておく、何かあったらそこに行き、保存し

ている媒体を取り出して警察等の捜査に役立ててもらおうことを考えています。

③実際に市内にはさまざまな場所に設置されていますが、それぞれ性能は異なります。保存期間は原則としては7日間ですが、市長が特に必要と認めるときにはこの限りではありません。

現在、市で設置している防犯カメラの台数は89台です。その多くが図書館、博物館、総合病院など、施設の中に設置されているもので、道路、公園など外にあるカメラはほとんどありません。

④⑥基本的にカメラを設置した課の課長が管理者になります。

さらに防犯カメラ利用者として実際の課の担当者、となるので、一つの課で課長も含めて2人程度が画像を確認することは可能ですが、他課の職員は閲覧できないようにすることを考えております。

⑤今年度、設置を予定している場所は、鹿島区は3カ所です。

⑦あくまでも指導・勧告までで、罰則の規定はありません。ただし、違反者に対する指導・勧告の状況を、年に1回市の広報やホームページで公表していきます。

○前田委員

具体的な設置場所はどこですか。

○生活環境課生活安全係長

昨年度から南相馬警察署と協議し、何かあった時の効果的な場所ということで主要交差点の3カ所となりました。

旧国道の江垂交差点、フレスコキクチ近くの交差点、旧国道と県道268号線の交差点の3カ所です。

○前田委員

設置費用はどのくらいかかりますか。

○生活環境課生活安全係長

予算は今年度の当初予算で計上済みです。大体1カ所につき100万円を想定しています。

○松野委員

市で89台設置済みということですが、コンビニ等個人でも設置しているところがあります。今までは条例がなかったので今度は制定する、という理解でいいですか。

○生活環境課生活安全係長

市ではこれまでは条例がなくても、図書館など施設内の管理上必要だということで、防犯カメラを設置していました。今後は道路など公の場所に設置するため、条例が必要だと判断しました。

この条例は、公的な権力を持つ者が無制限に行動して、個人の権利を侵害

しないように制限をかけたいという意味で制定するものです。

個人が設置する防犯カメラをこの条例では該当させないとしたのは、個人が設置した防犯カメラで権利を侵害されたという場合については、この条例とは別の法律により規定されているためです。

この条例は、あくまでも公的な場にカメラを設置する場合はこの条例に基づいて、届出をしたり、設置基準を定めるためのものです。

○多田委員

犯罪防止とのことですが、基本的には幼稚園、小学生などの子どもが犯罪に巻き込まれることを防止することが目的だと思いました。そうすると、設置場所が主要交差点の3カ所だけでよいのかと疑問に思いましたので、その点の考え方についてお聞かせください。

○生活環境課長

多田委員のご指摘の通り、犯罪の防止が主たる目的です。台数は3台と少ないですが、今後さらに検証しながら、防犯カメラの設置台数増や設置場所について対応していきたいと思っています。

○五賀会長

ほかにありませんか。なければ、この件はこれで終了します。

②県立養護学校について

○五賀会長

次に報告事項②「県立養護学校について」担当より報告を求めます。

○地域振興課長

(資料により説明)

○五賀会長

説明が終わりました。質問等ありますか。

○前田委員

移転先の条件を満たす場所は何カ所ありますか。

○地域振興課長

市では県から打診があった段階で適地を検討してきました。

その中で、3カ所ほど適地として県に話し、現在県と協議中ですが、最終的には県で決定をするという運びになっています。

○前田委員

具体的にはどこですか。

○地域振興課長

正式に決まってない状況であり、地権者との関係もございますので、まだ具体的な場所を申し上げる状況ではありません。

○五賀会長

他になければ、この件についてはこれで終了します。

③みちのく鹿島球場サブグラウンドについて

○五賀会長

報告事項③「みちのく鹿島球場サブグラウンドについて」担当より説明を求めます。

○地域振興課長

(資料により説明)

○五賀会長

説明が終わりました。質問等ありますか。

○前田委員

①関連ですが、東京オリンピックで合宿地が山形に決まった場合は、市をあげて練習場として立候補をお願いしたいです。

②モニタリングポストに張り紙がしてありましたが、以前からあるので、早急に修理するか、直らないのなら撤去してほしいです。

○地域振興課長

①前田委員のご指摘の通り施設を有効に活用してもらえればありがたいと思います。関係機関とも協議させていただきたいと思っています。

②現場を確認し対応します。

○五賀会長

サブグラウンドができることでサッカー等も行えるということですが、試合や練習を始める前に打ち合わせを行える会議室、クラブハウス等もぜひ必要だと思います。ここに示されていませんが、将来、ぜひとも計画に入れて欲しいです。

○地域振興課長

今の件については文化スポーツ課に要望等があったことを報告し、検討させていただきます。

○五賀会長

説明にもありましたが、サブグラウンド予定地北側の三角の土地も合わせて進めるということをお願いしたいです。

○地域振興課長

この三角の土地 4,470 m²もサブグラウンドとして利用するというので整備計画の2万2,015 m²に含まれています。

○五賀会長

他になければ、この件についてはこれで終了します。

(2) 協議事項

①消防鹿島分署の建設予定地について

○五賀会長

次に、協議事項①「消防鹿島分署の建設予定地について」担当より説明を求めます。

○地域振興課長

(資料により説明)

○五賀会長

説明が終わりました。質問等ありますか。

○前田委員

これまでの経過については納得しますし、検討会での協議についても異議はありません。ただ、この候補地12か所はどのように選んだのですか。

○地域振興課長

資料2に記載してあります構成団体の方に集まっていたいただき、今までの経過、選定にあたっての要件等を確認させていただいて、それぞれの団体で検討していただき、提案をお願いしたものです。

候補地については、それぞれの団体の皆様が選定要件を考慮して推薦したものですので地権者から了解をいただいたわけではありません。

検討会で絞り込んだ3地区について、委員の皆さんから承認していただければ、市長へ中間報告をし、地権者へ意向確認、また不動産鑑定等も行いながら、できれば9月議会に用地取得費を提案する予定です。

○多田委員

文化財関係で、『遺跡該当。本調査の可能性あり』ということはどういうことでしょうか。これは条件をクリアできるという意味でしょうか。

○地域振興課長

文化財の有無については文化財課で把握しています。

遺跡に該当すれば試掘調査をしなければなりません。その結果を踏まえて、本調査が必要かどうか判断します。

該当すれば遺跡が出る可能性が全くないというわけではありませんが、まず試掘してみないとわかりません。

○多田委員

調査の結果、ダメになることもあるのですか。

○地域振興課長

調査をしないとわかりませんが、一定の面積を確保できる敷地の場合は、

遺跡該当敷地を避けて消防庁舎を建設することも考えられます。

○五賀会長

ほかにありませんか。なければ、この件については終了します。

(3) その他

①地域協議会だよりについて

○五賀会長

次にその他①「地域協議会だよりについて」の説明を求めます。

○事務局

例年ですと年2回鹿島区地域協議会だよりを発行しておりましたが、今年度は既に市の広報誌に掲載しており、もう1回、掲載を予定しています。

そこで鹿島区地域協議会だよりを今後つくるかどうかということをご審議いただきたいと思います。

重複する部分もありますので年2回の発行をしないで広報に載せるという形にするのか、それとも、鹿島区地域協議会だよりを発行するか皆さんでご審議をお願いします。

なお、地域協議会だよりを発行するとすれば、皆さんで原稿を書いていただいて編集するという形にしていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○五賀会長

地域協議会だよりをどのような形にするかみなさんからご意見をいただきたいと思います。

○前田委員

これは小高区、原町区でもやっているのですか。

○事務局

鹿島区だけで発行しておりました。小高区、原町区については発行していません。

○前田委員

内容が重複しても構わないと思うので、よかったら継続してほしいです。広報委員の方の意見はどうですか。

○星委員

みなさんどうしているかわからないようでよく聞かれます。やっぱり広報に出したほうがいいと思います。

○前田委員

私は発行することに賛成です。

○五賀会長

発行したほうが良いという意見が出されました。

ほかにご意見がなければ発行するというところでよろしいですか。

○委員

「異議なし」の声

○事務局

発行するという事ですので、広報委員のみなさんを中心に、そのほかの委員については、原稿等の依頼があった場合は速やかにお願いしたいと思います。

早速発行する準備をしたいと思いますので、今月中には原稿を提出していただきたいと思います。これから広報委員の方に集まっていただいて発行までの手順を決めたいと思いますので、そこは委員の方をお願いするということでご理解をいただければと思います。

○五賀会長

異議がないようですのでこの件についてはこれで終了したいと思います。

②視察研修について

○五賀会長

次に②「視察研修について」説明を求めます。

○事務局

地域協議会では年1回、視察研修を実施しておりました。

昨年度は出席率が悪かったということもありましたので、実行する条件として、大変申し訳ありませんが過半数に達しなければ実施できない、ということにしないと、せっかく視察も意味がなくなってしまいます。

それから、行く場合は市バスを用意できますが、運転手の都合等があるためこの会で決めた日がすべて可能なわけではありません。

特に土日、祝日は手配が難しいので、平日になってしまうということをご理解ください。また遠方には行けませんが、1泊2日での実施は可能です。日程についても相手方の都合もありますが、視察研修の目的、時期、研修先等を皆さんでご協議をお願いします。

○五賀会長

説明がありましたが、今日この場での検討は難しいと思いますが、前向きに、過半数以上で研修をするという方向の中で協議したほうが良いのではないかと思います。

○事務局

それでは皆さんに次回の会議開催の通知を送付する際に、視察研修につい

での希望を聞いてそれを皆さんで次回のときに検討するという形でどうでしょうか。

○五賀会長

そのような方向で、次回協議を行うということによろしいですか。

○委員

「異議なし」の声

○松野委員

前回の地域協議会だよりで、要望書の件を掲載しましたが、その後どうなったのかという区民の意見があります。4月の鹿島区地域協議会で要望書に対する市からの回答について報告がありました。

その時、担当課からは、最終的に市長がこれから復興庁へ要望に行くということでした。その回答の報告がまだないのですが、この件はどうなっているのですか。

○区役所長

4月の地域協議会後の状況ですが、復興庁には要望書を出しましたが、その結果はまだです。

また、今回配布した資料は広報7月1日号ですが、内容はタイムラグがあり4月時点でのものです。

復興庁からの回答がいつ出せるかは確約できません。

○松野委員

そのような状況であれば、次回でも構いません。地域協議会では市長に要望書を出したので、復興庁からの返事はわかりませんが、返事がきたときは、結果にかかわらず市長から説明していただきたいです。市長は復興庁に要望しに行く、ということをお願いしてきたので、その経過を踏まえて対応をお願いしたいです。

○五賀会長

この件については、新しく委員になられた方は内容がよくわからないと思いますので、改めて要望書の内容の説明をお願いします。

○事務局

要望書と回答書の写しを、新しく委員になられた方に配布します。

○五賀会長

この件は継続審議ということをお願いします。

③次回地域協議会の日程について

○五賀会長

③「次回の日程について」説明をお願いします。

○事務局

今回は消防鹿島分署の検討会の結果等が出てきます。それを最終的にここで協議していただきたいと思いますので、7月29日(水)を考えています。開催時間は皆さんのご都合のいい時間とさせていただきます。

○五賀会長

次回の日程ですが29日はみなさんいかがですか。
ただ時間については、皆さんが出席できるよう、午後6時開始でよろしいですか。

○委員

「異議なし」の声

○五賀会長

その他なければ、終了します。
これもちまして本日の議会は終了しました。長時間ご苦勞様でした。

7 閉 会

以上のとおり相違ありません。

会

長

五賀 和 雄

会議録署名人

西 達 也

会議録署名人

鈴 木 直 門